

徳島県告示第五百十四号の二

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定による徳島県資源管理方針において定める徳島県定置漁業に係るくろまぐろ（三十キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁獲量の総量が、令和五管理年度において同法第十六条第一項の規定により定められた知事管理漁獲可能量を超えている場合に該当しなくなったと認めるため、徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和二年徳島県規則第百一号）第二条第三項の規定により告示する。

令和五年十一月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純